災害義援金の配分について（釜石市版）　令和2年12月更新

岩手県では、日本赤十字社本社、中央共同募金会から県に配分された義援金と、岩手県災害義援金募集委員会に寄せられた義援金を市町村に配分しています。
義援金の配分にあたっては、平成23年東北太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会により、下記内容により配分基準を定めております。

義援金の種類と配分基準

種類	交付対象	金　額	交付を受ける方（申請者）
死亡又は行方不明者見舞金	**死亡又は行方不明**	（国県第1次配分から第3次配分第9回目まで） 対象者1人あたり　189万4,500円 （うち、市8万1,500円）	原則として配偶者、子、父母、孫及び祖父母です。 これによりがたい場合、次に掲げる順序とします。 ①　死亡行方不明者と生計をともにしていた三親等内の親族 ②　死亡行方不明者の葬祭を行った親族
		（国県第3次配分第10回目）**※今回追加交付分** 対象者1人あたり　**3千円**	
		（釜石市第12次配分）**※今回追加交付分** 対象者1人あたり　**820円**	
		（合　計）　対象者1人あたり　189万8,320円 （国県181万6千円、市8万2,320円）	
住家損壊等見舞金 ※別荘やそれに類する形態で使用されていた住宅は含まれません。	**生活の本拠として居住していた住宅が「全壊又は全焼」**	（国県第1次配分から第3次配分第9回目まで） 1戸あたり　187万9,500円（うち、市6万6,500円）	**世帯主の方** **（又は、被災当時に同居していた世帯員であって、これに代わるものと市町村が認める方です。）** ※1戸の住宅に複数世帯が居住していた場合は、被災当時に各世帯が別々に住民登録されている場合に限り、各世帯主が交付を受けられます。
		（国県第3次配分第10回目）**※今回追加交付分** 1戸あたり　**3千円**	
		（釜石市第12次配分）**※今回追加交付分** 1戸あたり　**820円**	
		（合　計）1戸あたり　188万3,320円 （国県181万6千円、市6万7,320円）	
	生活の本拠として居住していた住宅が「半壊又は半焼」	（国県第1次配分から第3次配分第9回目まで） 1戸あたり　118万8,500円（うち、市6万6,500円）	
		（国県第3次配分第10回目）**※今回追加交付分** 1戸あたり　2**千円**	
		（釜石市第12次配分）**※今回追加交付分** 1戸あたり　**820円**	
		（合　計）　1戸あたり　119万1,320円 （国県112万4千円、市6万7,320円）	
	入居していた社会福祉施設が「全壊又は全焼」	（国県第1次配分から第3次配分第4回目まで） 1人あたり　117万2千円	釜石市内では該当施設はありません。
		（国県第3次配分第5回目、釜石市第7次）　なし	
		（合　計）　1人あたり　117万2千円	
	入居していた社会福祉施設が「半壊又は半焼」	（国県第1次配分から第3次配分第4回目まで） 1人あたり　59万1千円	「五葉寮」または「ございしょの里」に入所していた方。
		（国県第3次配分第4回目、釜石市第6次）　なし	
		（合　計）　1人あたり　59万1千円	

これまでに釜石市に寄せられた義援金 （R2.10.31時点）

	義援金総額	配分済額	残額
釜石市	5億5,168万4,580円	5億4,765万8,500円	402万6,080円
国・県	87億5,456万9,000円	87億5,190万9,000円	266万円

釜石市義援金　配分額

配分内容	1人あたり配分額
死亡または行方不明見舞金	8万2,320円
住家損壊等見舞金 （住家の全・半壊、全・半焼）	6万7,320円
中小企業等事業者災害見舞金	10万円
住家損壊等見舞金 （浸水区域内一部損壊）	10万円
住家損壊等見舞金 （貸家、不在世帯など）	10万円
住家損壊等見舞金 （ひとり親世帯）	10万円
住家損壊等見舞金 （要介護、障がい者世帯）	10万円
震災孤児に対する交付	100万円
震災遺児に対する交付	50万円

国・県義援金　配分額

配分内容	1件あたり配分額
死亡または行方不明見舞金	181万6千円
住家損壊等見舞金 （全壊・全焼）	181万6千円
住家損壊等見舞金 （半壊・半焼)	112万4千円
住家損壊等見舞金 （入所先社会福祉施設の半壊・半焼）	59万1千円